

## 監事の監査に関する規則

(平成十六年十二月十八日規則第九十九号)

### (趣旨)

第一条 この規則は、会則第六十条に基づき、日本弁護士連合会(以下「本会」という。)の監事の監査に関し、必要な事項を定める。

### (監査の目的)

第二条 監査は、本会の収支決算の適正を図り、かつ、財政の効率的な運営を確保することを目的とする。

### (監査の対象)

第三条 監査は、本会の財産の管理、収入及び支出に関する会計記録及び予算執行の状況について行うものとする。

### (監査の種別)

第四条 監事は、次の各号に掲げる決算監査、月次監査及び特別監査並びに基礎調査をする。

- 一 決算監査 毎会計年度ごとに作成される収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録その他の決算関係の書類について、その正確性、適法性及び妥当性について検証することをいう。

- 1 -

- 二 月次監査 毎月末における各月分の勘定残高試算表、会計帳簿、伝票及び証憑書類の正確性並びに予算執行及び財産管理の正確性、適法性及び妥当性について検証することをいう。

- 三 特別監査 会長が請求した特定の事項について行う監査をいう。

- 四 基礎調査 監事に就任した後、速やかに、本会の帳簿、財産管理状況及び経理組織について、現況を調査することをいう。

- 2 監事は、前項に規定するほか、随時に監査をすることができる。

### (監査計画)

- 第五条 監事は、前条第一項に規定する監査をするに当たり、監査事項、監査日程、監査手続及びその他の必要と認められた事項について、監査実施計画を記載した書面を作成して会長に報告しなければならない。

- 2 監事は、前項の監査実施計画を変更したときは、変更の内容を記載した書面を作成して会長に報告しなければならない。

- 3 監事は、前二項の書面を作成するときは、予め、会長に意見を求めることができる。

- 2 -

(監査報告等)

第六条 監事は、決算監査の結果を記載した報告書を作成し、会長、理事会及び定期総会に、それぞれ報告しなければならぬ。

2 監事は、特別監査をしたときは、その結果を記載した報告書を作成し、会長に報告しなければならない。

3 監事は、月次監査、基礎調査又は第四条第二項の規定による監査をし、必要と認めるときは、その結果を記載した報告書を作成し、会長又は理事会に報告することができる。

4 監事は、前三項の報告をする場合において、業務を改善し、又は業務を是正する措置をとる必要があると認められたときは、その旨の意見を付加して報告することができる。

(事故の報告)

第七条 事務総長は、本会の運営に著しく影響を及ぼすことが明らかな財務・会計に係る事故が発生したときは、速やかに、その内容を監事に報告するものとする。

(会議への出席)

第八条 監事は、財務・会計に関する事項の審議に当た

- 3 -

り、総会、理事会、経理委員会及び財務委員会に出席し、意見を述べることができる。

2 監事は、前項の出席に代えて、書面で意見を述べることができる。

3 事務総長は、総会又は理事会において財務・会計に関する重要な事項を審議する場合には、予め、その旨及びその内容を監事に通知するものとする。

4 経理委員会及び財務委員会の委員長は、委員会において財務・会計に関する重要な事項を審議するときは、その旨及びその内容を監事に通知するものとする。

(財産の調査等)

第九条 監事は、本会の財産の管理、現在の資産内容、資産の保管状況並びに債務の発生及び現況について必要があると認められたときは、事務総長に対し報告を求め、又は実地の調査をすることができる。

2 監事は、監査に当たり、必要と認めるときは、事務総長の許可を得て、本会の事務局職員を補助者として使用することができる。

3 監事は、監査に当たり、複雑な事務を伴い又は特に専門的知識が必要であると認めるときは、会長の許可を得て、公認会計士その他の学識経験を有する者を補助

- 4 -

者として使用し、その費用を本会に請求することができる。

(細則)

第十条 会長は、この規則で定めるほか、これを実施するために必要な細則を定めることができる。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。